

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みなば（以下「この法人」という。）定款第17条に基づき、役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人の役員は、定款第12条に定める理事および監事とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。
2 金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則当該役員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする

(改廃)

第4条 この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。